

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会			会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成27年3月16日(月)			開 議 午後1時15分
				閉 議 午後4時48分
出席委員	石野 田中 三上 小川 奥野 山本 木曾 堤			
執行機関出席者	桂政策推進室長、竹村政策推進課長、柏尾政策推進課担当課長、 岸企画管理部長、山本夢ビジョン推進課長、片山人事課長、 門総務部長、石田総務課長、栗林自治防災課長、田中自治防災課副課長、 井上総務課副課長、 木曾教育部長、河原教育総務課長、林教育総務課副課長			
事務局	藤村局長、山内次長			
傍聴	可・否	市民 5名	報道関係者 0名	議員 0名

## 会 議 の 概 要

13:15

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

### 3 請願審査

(1)受理番号1 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

<石野委員長>

請願審査を議題とする。

請願者2名から、意見陳述の申し出を受けているので、議会基本条例第6条第4項の規定に基づき、ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<石野委員長>

異議なしと認め、請願者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

〔請願者(意見陳述者(小澤正嗣氏、福嶋儀治氏)入室、発言席へ〕

<石野委員長>

ただ今から請願者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、請願の趣旨・補足説明とし、陳述時間は2人合わせて10分以内で終了するよう簡潔に願う。

〔請願者 意見陳述(趣旨説明)〕

<石野委員長>

意見陳述が終わったので、これより質疑に入る。

質疑は、ただ今の意見陳述に関するものとして、一問一答で願う。

< 三上委員 >

請願事項をすべて公費負担ということになしに、実現可能なものから少しでも負担軽減を図ってほしいという趣旨でよいか。

< 請願者（小澤） >

実現可能なものから、議会としての方向性を示してもらえればありがたい。

< 堤委員 >

趣旨説明の中で、学校予算の配分が削られたところがあるということだが、具体的にどこの学校か。

< 請願者（福嶋） >

学校予算の一覧表を見る中で、そのような学校があったように思う。

< 堤委員 >

子どもは市の宝であり、常任委員会としてもこれまでから保護者負担の軽減、教育予算の増額等について、教育委員会に申し入れを行っている。

子どもを持つ親が一番実情を知っていると思うが、その親の声を代弁するのはPTAであり、本日も、なぜPTAと一緒にきていただけなかったのか残念である。親の声、子どもの声が聞こえないように思う。

< 請願者（福嶋） >

PTAの問題は毎年指摘を受けており、PTAへの働きかけについては引き続き努力していきたい。ただ、請願の趣旨については、多くの方の署名もいただいており、その中には保護者もおられると思うので、その思いをくみ取っていただきたいと思う。

< 三上委員 >

実験実習材料費について、家に持ち帰るものは保護者負担が原則のようだが、例えば算数や図工で使う工作用紙等は家に持ち帰らないことから、京丹波町や南丹市では学校予算となっているが、亀岡市ではそういったものまで保護者負担となっているのか。

< 請願者（小澤） >

私が勤務している学校の例でいくと、保護者負担となっている。

< 田中副委員長 >

就学援助制度に該当しない家庭もかなりあると思うが、そういった家庭の中で、修学旅行に金銭的なことで参加できない例はあるのか。

< 請願者（小澤） >

私が知る範囲でのこととして、修学旅行の経費が未納で、その支払が遅れるというケースがあったように思う。

< 木曾委員 >

請願趣旨の中にあるスクールバス代の負担についてだが、今はほとんどが市で負担しているように思うが、具体的にはどこの学校の分か。

< 請願者（福嶋） >

文部科学省の調査にあがっていた項目であり、これがすべて亀岡市に該当するものでなく、正確でなかったかもしれない。しかし、スクールバスとは逆に、亀岡市のみが公費負担となっている内容もあるかもしれない。

< 木曾委員 >

この請願は、国、府、市のどちらにされるのか。市にされるのであれば対応済の項目まで含めるべきでない。

今、亀岡市では施設の耐震化に取り組んでいただいているが、常任委員会としても、

多額の費用を伴うエアコン整備の請願も採択しており、決して放置しているわけではない。できるものから順次要望すべきであり、具体的な内容を精査して行うべきであると考え、どうか。

< 請願者（福嶋） >

要望しているのは請願事項に表示しているとおりであり、その中でできるものを対応していただきたいと考えている。

< 木曾委員 >

請願であるので、実現可能なものとして内容を精査する方がベターではないか。

< 請願者（小澤） >

エアコンとか、耐震に比べると細かい内容になるので、教育予算の増額というくくりで請願している。

< 堤委員 >

教育予算の増額ということになしに、亀岡市の現状を踏まえて、具体的な内容を示してもらいたい。

< 山本委員 >

生活困窮されている方には、就学援助制度での対応がなされている。市としてこの部分が足りないという具体的な内容や、だれが声をあげているのかが見えにくいので明らかにしていただきたい。

< 三上委員 >

請願は市民の権利であり、請願の文言が、多少、不具合があったからといってダメというのであれば、権利を行使する人が少なくなってしまう。その部分を埋めることも必要である。

確認だが、請願趣旨の内容については、全国的な課題も書かれており、すべてが亀岡市のことではないということを確認させてもらって、請願項目にある文具などの学用品、実験実習材料費、図書費等に係る学校予算に絞って、少しでも軽減してほしいという請願であるということによいか。

< 請願者（小澤） >

そのとおりである。

< 木曾委員 >

学校の予算が足らずに、保護者に負担がいつている話は聞いたことがない。もう少し、より具体的な内容を精査し、また、PTAと足並みをそろえて対応される方がよいのではないか。

< 請願者（福嶋） >

請願内容については、請願事項にあげているとおりのことであり、義務教育の無償化の観点からも、公費負担を少しでも増やしていただきたいということであり、そこを汲んでいただきたい。

< 木曾委員 >

請願者はどの範囲を公費負担と考え、また、実費負担すべきものは何だと考えているのか。

< 請願者（小澤） >

学校で使うもので、今、保護者負担とされているものについては、すべて公費負担と考えている。

< 堤委員 >

関係者の意見も集約しながら、具体的な内容で請願をいただき、それを審査していくのが委員会の筋である。内容がぼやけているのではないか。

## 自由討議

### < 三上委員 >

請願事項のすべてについて公費負担を求められているのではなく、その中で少しでもできるものがあれば実現してほしいという趣旨であると理解している。

### < 木曾委員 >

請願者は、義務教育は本来、全額無償であると考えておられるようだが、現実の問題として請願を採択するということは、教育委員会に対して、請願事項の予算を獲得していかなければならないのであり、無責任なこととはできない。憲法に関わって、義務教育の無償化を求められるのであれば、国に要望すべきである。

### < 堤委員 >

教育予算だけでなく、予算全体の中でのバランスも考えなければならない。

## 討論

### < 三上委員 >

請願事項の一部でもよいので実現できればという趣旨であり、受け入れやすい請願と考えるので、賛成である。

### < 木曾委員 >

今回の内容は、国なり府にあげてもらうべきものである。より具体的な要望なり、請願にしてもらえれば予算要望も含めて進めていけるので、内容を整理してもらう方がよいと考える。賛成しかねる。

### < 堤委員 >

請願に基づき審査するのが基本であり、はっきりと具体的に文言を整理すべきである。賛成しかねる。

### < 山本委員 >

請願の文面で審査をするのであり、そのうちの1つだけでもというのは請願の趣旨からはずれるので、反対とさせていただきます。

### < 田中副委員長 >

義務教育の費用に対する考え方が根本にあり、その趣旨から請願事項が出されている。財源の問題もあるが、市や府から国に働きかけることが必要であり、議会としても意見書を出す方法もある。現在、様々な内容の保護者負担があるのも現実なので、その負担軽減を図るのは、教育に対する市の姿勢が出てくるので、この請願の採択には賛成である。

## 採決

受理番号1 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願  
賛成少数・不採択（賛成：田中副委員長、三上委員）

[ 請願者退室 ]

（ 休 憩 ）

14 : 24 ~ 14 : 40

## 4 議案審査

14:40～

【政策推進室】

(1)第8号議案 平成27年度亀岡市土地取得事業特別会計予算

政策推進室長 あいさつ

政策推進課長 説明

質疑

<木曾委員>

いつ頃を目途に用地買収をされようとしているのか。また、登記業務は購入した用地に係るものか。

<政策推進課長>

登記業務に必要な経費は、買収が終わった後の登記業務や、事業用地内の法定外公共物の表示登記に係るものである。土地購入については、一日も早くと考えているが、今年度中に行うためには、必要に応じて法的な手続きに入っていく時期にきていると考えている。

<木曾委員>

登記業務については、随意契約か、一般競争入札か。

<政策推進課長>

平成27年度においても、今年度と同じような単価契約という形で手続きがとられれば随意契約となる。

<田中副委員長>

法的手続きということは、土地収用法にかけるということか。

<政策推進課長>

そういう手続きができる事業となっているので、時期をみながら、そのようなことも視野に入れているということである。

<田中副委員長>

土地収用法にかけるということは、行政の権力行使となるので、十分、気を付けていただきたい。

登記業務の委託については、公嘱協会が公的な仕事といいながら、平成25年度においても問題が生じており、何かペナルティー等を考えなければならないのではないか。

<政策推進室長>

公益法人としての役割を果たしていただきたいと考えており、市としても一定の事務取扱要綱を定め、協会との関係、立ち位置や、事務の進め方についても襟を正して対応することとしている。

<田中副委員長>

公嘱協会の中の仕事の振り分けについて、平成26年度の実績においても同じ業者が複数の受託をされており、改善の申し入れをしても改まらないのは不可解であり、おかしいことだと思う。

<堤委員>

スタジアムに関して、京都府の対応は、平成27年度は調査・測量設計を行うということで、事業予算は平成28、29年度ということではいか。

<政策推進室長>

京都府では、平成26年度に基本設計の発注を行い、実施設計については平成2

7年度内には完成することとされているが、補正対応されるものである。平成28、29年度でスタジアムの工事を完成する予定で聞いており、我々もそれにそって事業を進めていきたい。

15:00～

【企画管理部】

(1) 第45号議案 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

企画管理部長 あいさつ  
人事課長 説明

質疑

<木曾委員>

もう少し詳しく説明を願う。

<人事課長>

亀岡市福祉事業団、亀岡市農業公社について、これまで「財団法人」であったのが「公益財団法人」と名称変更することに伴うものである。

(2) 第46号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

人事課長 説明

質疑

<木曾委員>

今度の教育長は、前の教育長とどう変わるのか。なぜ条例改正が必要なのか。

<夢ビジョン推進課長>

自治体の長が教育行政に関する関わりを強化するという意味で、市長が議会の同意を得て教育長を任命することにより、その責任を明確化するのが趣旨である。

<企画管理部長>

これまでは、教育委員として市長が議会の同意を得るために議案を提出し、その同意をいただいた委員の中の互選で教育長が決められてきた。今回、市長が改めて、教育長として議会の同意をいただくということが、大きく変わったところである。

<木曾委員>

ということは副市長と同じ扱いでよいのか。

<企画管理部長>

特別職という意味では同じであるが、所掌事務等、全く同じではない。

<木曾委員>

条例改正に関して、退職金、懲戒、倫理関係条例等で、特別職という部分に関しては、副市長と同じ内容でよいのか。

<企画管理部長>

そのとおりである。

<堤委員>

市長が任命し、議会の同意を求めるとのことだが、市長が教育長を任命するとい

うことは、行政の長が教育の中も管理するということにはならないのか。

<夢ビジョン推進課長>

市長と教育長を含む教育委員会で総合教育会議を設置し、その中で協議・調整を図るということになっているが、執行権限は教育委員会にあるので、教育委員会の執行機関としての職務権限は従来どおりである。

<三上委員>

首長が教育大綱という指針を出して、それをもとに計画し、会議を進めていくことになるので、首長がより深く関われるようになる。また、チェック機能として教育委員長、教育委員会の機能が損なわれるのではということが議論されたが、それについては、法律改正の通知の中で留意点として出されていると思うが、そういった点について配慮されているか。

<夢ビジョン推進課長>

亀岡市総合教育会議の設置要綱を定め、その中で教育に関する大綱を市長と教育委員会の会議で定めていくこととなる。チェック機能については、総合教育会議は市長が開催を呼びかけるものだが、教育委員会から呼びかけがあった場合は、そのようなことができるという形で規定をしている。

<三上委員>

教育長に権限が集中することに対するチェック機能をどうするのかということについて、亀岡市での具体的な議論はどうであったか。

<夢ビジョン推進課長>

教育会議の設置要綱の中で、教育委員会と市長との協議・調整事項として、教育大綱を定めること、教育の条件整備等の重点事項、児童・生徒に危険が及ぶ場合の対応等を挙げている。

<田中副委員長>

首長と教育委員会との関係がきちりと担保されるようにしておかないとどうなるかわからない。要綱はあくまでも要綱であり、条例化する等、明確にしておくべきである。

<企画管理部長>

総合教育会議は、基本的に、特別ないじめ等の問題を除いて、公開が原則とされているので、チェックが働くものと考えている。

<木曾委員>

南丹市でも該当の議案について、継続審査となったように聞いているが、行政の長が教育の中立性を侵すことのないような条例にしておかなければいけないと考える。また、条例を補完する何かを持つ必要があるのではと考えるが、条例設置にあたって、PTA や学識経験者等の意見を聞かれているのか。

<企画管理部長>

今回の条例議案にあたっては、そこまでの協議はできていない。

<木曾委員>

教育の中立性担保のために、いろんな所に意見を聞いて条例を整理することを考えているか。

<企画管理部長>

今のところ、そのような検討はしていない。今後、必要に応じて検討していくが、そもそも、今回の地方教育行政の改革については、大津市の中学生のいじめ事件に端を発しており、学校施設の設置者としての首長にも、責任の所在を明確にしようとするものであり、そういった法律の趣旨を踏まえて、一度検討する必要はあると考える。

< 田中副委員長 >

この議案は、関係条例の文言の変更だけということだが、成立したら今、心配していることが1人歩きしてしまうのであり、そのことを懸念するものである。

< 企画管理部長 >

そのことは理解する。

15 : 25 ~

【総務部】

(1) 第 9号議案 平成27年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算

(2) 第13号議案 ~ 42号議案

平成27年度亀岡市亀岡財産区特別会計他29財産区特別会計予算

総務部長            あいさつ  
自治防災課長      説明

質疑

< 田中副委員長 >

篠財産区の分収造林について、予算計上されているが、どの程度確実視されているのか。

< 自治防災課長 >

現在、名称が独立行政法人の森林総合研究所、森林農地整備センターに変わっている。平成26年度については、当該職員が現場を確認して、作業の必要なしと判断したものであるが、今回についても現状確認のうえ、作業計画を作成すると聞いている。分収造林については、植栽、下刈り、つる切り、除伐まで経過し、現在は、間伐の作業となっており、次は主伐、収益の分収となっていくが、昨今の木材価格の低下傾向もあり、予断を許さない状況である。

< 田中副委員長 >

ここの山で、樹齢はどのくらいか。

< 自治防災課長 >

篠町王子東長尾、西長尾については、現在、樹齢は50年を超えている。

(3) 第43号議案 亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長            説明

質疑

なし

(4) 第44号議案 亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長            説明

質疑

なし



(5)第50号議案 亀岡市財産区等基金条例の一部を改正する条例の制定について

自治防災課長 説明

質疑

<木曾委員>

基金の取り崩しが安易にできるようになるが、各自治会等の振興にお金を使うことが多くなっている現状もあり、本来の財産管理や保全が大丈夫か心配するが、どうか。

<自治防災課長>

基金の取り崩しについては、その使い道について、自治防災課でのチェック体制ができており、大丈夫である。

<木曾委員>

市の財政も厳しい中で、各自治会等の要望で基金を取り崩すことについて、歯止めがきく状況になっているのか。

<自治防災課長>

基金の処分については、山林の造成、公共的事業、災害対策の経費のみ充当できることとなっている。ただ、毎年、財産区が使用する事務的経費について、収入をもってして充てることができないので、基金を取り崩したいということであり、事業拡大をするわけではない。

15:57~

【教育委員会】

(1)第47号議案 亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止する条例の制定について

教育部長 あいさつ  
教育総務課長 説明

質疑

<木曾委員>

保護者の立場の委員として、井上委員以外にもおられるか。

<教育総務課長>

江口昌道委員が保護者の立場で選任いただいている。

<堤委員>

教育委員会改革で、ただ今説明いただいた内容は、条例改正の要綱に明記されているのか。

<教育総務課長>

条例要綱には明記されていない。

<堤委員>

今回、新しい議員もおられるので、より丁寧に、要綱案の中に明記すべきと考えるが。

<教育総務課長>

以後、気を付けたい。

(2)第48号議案 亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正す

## る条例の制定について

教育総務課長 説明

質疑  
なし

### (3) 第49号議案 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

教育総務課長 説明

質疑

< 山本委員 >

保育料は、国の定め40%ということだが、府下の状況はどうか。また、平成27年4月1日からの施行ということだが、平成27年度から入園の保護者への説明は。

< 教育総務課長 >

2月現在で集約した状況によると、本市は最高額1万1千円としているが、他市の状況は約1万円が平均である。亀岡市が他市と比べて特に高額とは考えていない。

保護者に対しては、昨年10月に改正予定であることを伝えてあり、本年1月下旬には、改正金額案を提示し説明を行った。その時に特段の意見はなかった。また、2月20日の子ども子育て会議においても見直し案の説明を行っている。

< 山本委員 >

1月に金額を説明されたということだが、申込者数が前年より減少したということはないか。また、経過措置をとられている自治体もあるということだが、それは保護者説明会で納得を得られなかったのか。

< 教育総務課長 >

入園申込者数は、昨年に比べて若干減少しているが、それは少子化の影響によるものと考えている。

また、他市においては経過措置をとられているところもあるということだが、本市においては、環境整備、施設整備の充実に努めており、来年度においても一定の予算措置も予定しており、保護者から何ら意見、異議はなかった。

< 田中副委員長 >

預かり保育の希望はわからないが、対応の職員は、正職か、臨職か。

< 教育総務課長 >

嘱託職員1名を増員の予定である。国の補助を得る予定である。

< 田中副委員長 >

1名増員ということだが、預かり保育は何人で行うのか。

< 教育総務課長 >

嘱託職員の専任が1名で、あとは現職員が複数で対応予定である。

16 : 13

委員間討議

< 木曾委員 >

第46号議案については、理事者の出席も求めながら、委員会の月例の中で、勉強

会を行ってもらえれば、より内容の理解が深まっていくのではと考える。

( 休 憩 )

16 : 15 ~ 16 : 30

## 5 討論～採決

### 討論

#### < 三上委員 >

第8号議案については、安全と命を守る担保がされていないという多くの市民の声のある、当該場所でのスタジアム建設に反対の立場から、反対である。

第46号議案については、教育の中立性の担保、保障がされないことへの懸念、心配の声が多くの自治体からも出ており、反対である。

第47号議案についても、国の法律改正に伴う部分が大きく、関連しているので反対である。

第48号議案については、学校の設置場所の問題なので反対はしないが、今後も、一貫校の成果、課題等を検証していくべきである。

### 採決

#### < 石野委員長 >

賛成者は挙手願う。

第 8号議案 ( 土地取得事業会計予算 )	挙手多数	可決
第 9号議案 ( 曽我部山林事業会計予算 )	挙手全員	可決
第13号議案～第42議案 ( 30財産区特別会計予算 )	挙手全員	可決
第43号議案 ( 情報公開条例等の一部改正 )	挙手全員	可決
第44号議案 ( 行政手続条例の一部改正 )	挙手全員	可決
第45号議案 ( 職員の懲戒の手續等に関する条例の一部改正 )	挙手全員	可決
第46号議案 ( 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定 )	挙手多数	可決
第47号議案 ( 教育委員会委員定数条例廃止する条例制定 )	挙手多数	可決
第48号議案 ( 小中学校設置条例の一部改正 )	挙手全員	可決
第49号議案 ( 幼稚園条例の一部改正 )	挙手全員	可決
第50号議案 ( 財産区等基金条例の一部改正 )	挙手全員	可決

### 指摘要望事項

#### < 木曾委員 >

第46号議案、第47号議案に関して、教育委員会の中立性が担保できるように十分考慮されたい、という文言を入れていただきたい。

第50号議案に関しては、本来の財産区の趣旨を踏まえ、安易な基金の取り崩しがないう、慎重に行われたい。

< 田中副委員長 >

第48号議案に関わって、小中一貫教育の検証が十分にできていないと思うので、他校の事例などをみて、その功罪、メリット・デメリットを十分に検証されたい。

16 : 35

6 陳情・要望について

(1) ワーキングプア解消のための公契約法及び公契約条例の制定を求める要請

< 木曾委員 >

聞き置く程度でよいのではないか。

了

16 : 40

7 その他

・ 議会だよりの内容について (項目抽出)

第46号議案、第47号議案、第49号議案の3項目とする。

・ 他都市先進地行政視察、月例開催について

3月25日以降に協議することとする。

・ 閉会中の継続審査について

申出書の内容確認 (全員了承)

・ 亀岡市人権啓発推進協議会幹事について

石野委員長を選任

16 : 48 閉議